給与支払報告書は 1月31日が最終提出日

お店のご主人や、会社で経理を担当しているかたは、毎年のことですがつぎのことをお願いします。

従業員（臨時・パートの人もふくむ）がいる個人事業主のかたや所得税で青色申告書を提出しているかたで、事業専従者のいるお店のご主人、会社などに勤務している従業員に「昭和54年1月1日から12月31日までの間」に中途退職者の場合退職時まで、中途就職者の場合は就職時以降に支払った給料や賞与などの合計額を、すでにお手もとにお届けしてある給与支払報告書にご記入のうえ、1月31日までに都留市役所税務課へ提出してください。

「給与支払報告書」の提出は、個人や法人などの事業の形態、従業員数、青色専従者の人数、また支払金額の多少などにはいっさい関係なく、その者に支払った54年中の1年間の給料・賞与などの総支払額、年末調整の際控除した配偶者、扶養親族、障害者等の数、社会保険料、生命保険料、損害保険料等の金額および徴収した税額等を記入していただくようになっています。

この「給与支払報告書」の用紙は、3枚1組と4枚1組の2種類ありますが、普通一般の従業員など給与等の支払を受ける者には、3枚1組の用紙を使って、2枚を税務課へ提出していただき、残りの1枚はその従業員に源泉徴収票としてお渡しください。

つぎに、54年中の給与の収入金額が、500万円をこえる人や法人などの役員（1年間の給与の収入金額が150万円をこえる人）は、4枚1組の用紙を使っていただき2枚を税務課へ、1枚は源泉徴収票として大月税務署へ、残り1枚を本人に渡してください。

なお、この「給与支払報告書」の提出に関連して、事業主から給料をもらっている人で、この給料以外には全く別に収入のない人（例えば農業収入、営業収入、不動産収入などをいいますが）はこの事業主から提出される給与支払報告書だけで、所得税の確定申告や市県民税の申告をする必要はありません。

ただし、つぎのような方々からは申告していただかなければなりません。

①病院等に支払った医療費などの控除を受けようとする人

②災害などにより被害を受けたため雑損控除を受けようとする人

③住宅を新築して住宅取得控除を受けようとする人

④住宅ローン控除を受けようとする人などは確定申告書（①～④）または市県民税（①②）の申告書に領収書・証明書等を添付し提出していただかないと、その控除が受けられませんのでご注意ください。

このように「給与支払報告書」は市県民税課税、諸証明発行の唯一の資料となるもので、事業主（お店の店主、会社の社長）など「給与の支払いをするものは、もれや、おちのないように」すべての従業員の当市分を市長名、整理番号の記入してある総括表をつけて提出してください。

なお枚数の不足やその他のことについてのお問い合せは税務課へお願いします。

◎この報告書の提出でご注意いただくこと＝あなたの所の従業員で都留市以外の市町村から通勤している場合は、その人の55年1月1日現在の住所地の市役所や役場へ提出することになっています。

この「給与支払報告書」の仕事をされる係のかたは、ご注意くださるようお願いします。

所得税・住民税の申告準備を!!

昭和54年分の所得税の確定申告と55年度の住民税の申告は、例年のとおり来たる2月16日から3月15日までの間に行っていただきます。

この申告をなさる方は毎年のことながら、すでに54年中の収入金額や経費などについて決算もおすみでしょうし、白色申告者などでまだ申告できるまでに帳簿類の整理ができていないかたは、早めにご準備願います。

税務課では、大月税務署・税理士会との共催で、つぎの日程により確定申告書などの書き方（記入）の説明会および申告納税相談を行います。

なお、ことしの住民税の申告相談の日程等につきましては、2月号の広報でくわしくお知らせいたします。

日時	2月13日（水） 午後1：00～3：00	2月28～29日（木、金） 午前10：00 ～午後3：00
会場	市役所大会議室	市役所大会議室
内容	確定申告記入についての説明会	所得税申告納税の相談受けつけ

税務署からお知らせ

還付申告書は早期提出を

昭和54年分所得税確定申告で税金が戻る方は、お早めに（2月中）確定申告書を提出して下さい。

つぎのような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が戻ってきます。

①多額の医療費を支払ったとき（最高二〇〇万円所得控除）

②災害や盗難にあったとき

③住宅を新築したり、新築住宅を購入したとき（住宅取得控除最高三万円税額控除）

④住宅取得控除の割増控除（住宅ローン控除　最高三万円税額控除）

還付を受けるための申告は2月15日以前でも受け付けます。また早く申告されますと還付も早く受けることができます。

贈与税の申告と納税は2月1日から

昭和54年中に60万円をこえる財産の贈与を受けられた方は、2月1日から3月15日までの間に大月税務署へ贈与税の申告と納税をする必要があります。

贈与税については財産の評価などむずかしい点もありますので、おわかりにならない方は税務署へご相談ください。